

# 今月の視点

## オンライン資格確認について

常任理事 中村 洋

レセプトのオンライン請求の回線環境が導入されていることが前提ではあるが、令和3年3月から健康保険証の資格確認がオンラインで可能となる。オンライン資格確認では、マイナンバーカード、健康保険証で資格情報の確認ができる。マイナンバーカードをカードリーダー上に置き、カード内のICチップに格納された顔写真データと本人とが同一人物であるかを、「顔認証付きカードリーダー」では自動的に、確認が困難な場合は本人にマイナンバーカードを作成するときに決めた4桁の暗証番号を入力してもらって確認する。

受付が目視で確認することもできる。健康保険証では健康保険証上の記号番号等を入力することによって支払基金、国保中央会のオンライン資格確認等のシステムに問い合わせて患者の資格情報を取得し、自院のシステムに取り込むことが可能になる。

導入施設としては保険証の記号、番号の入力の手間が減り、資格過誤による返戻レセプトが減る。事前に予約されている患者等の保険資格が有効か、保険情報が変わっていないかを、来院前に一括して把握することもできる。

ほとんどの患者が予約で受診する大きな病院等では特に役立つと思われる。また、患者は限度額認定証を持参しなくて済むメリットがある。将来的には自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類についても確認できるようになる。

また、それ以外にも支払基金・国保中央会とオンラインで接続されるため、支払基金・国保申

央会の情報を医療機関から閲覧することができるようになる。マイナンバーカードを持参した患者の同意の下、レセプトから抽出された過去3年分の薬剤情報を確認したり(令和3年10月から)、過去5年分の特定健診情報を閲覧できるようになる。過去の診療状況の確認ができるようになるとともに、災害時にも薬剤情報等が確認できるというメリットがある。

令和4年夏を目処に手術、移植、透析、医療機関名の情報も提供されるようになるようだ。また、同時期にこのシステムを基盤として、電子処方箋の仕組みが構築される。紙の受け渡しが不要になり、薬剤情報共有のリアルタイム化が可能となる。令和5年には生活保護受給者の医療券も対象となる。資格確認のもととなる「顔認証付きカードリーダー」は病院では3台まで、診療所では1台無償提供される。追加の「顔認証付きカードリーダー」、ネットワーク環境の整備、レセプトコンピュータ、電子カルテシステムの改修等には病院で約100万円を上限に実際にかかった金額の半額が、診療所では32.1万円を上限に実際にかかった金額の3/4が補助される。

オンライン資格確認に参加するには、支払基金への申請手続きが必要になる。まずは本年7月に開設された、オンライン資格確認・医療情報化支援基金に関する「医療機関等向けポータルサイト」にアカウントの登録を行う必要だ。登録することによって、顔認証付きカードリーダー申込やオンライン資格確認利用申請、補助金申請が可能になる。また、最新情報がメールで提供さ

## 4. 医療機関・薬局への補助

- 顔認証付きカードリーダーは、医療機関及び薬局に無償提供します。
  - それ以外の費用（①マイナンバーカードの読み取り・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、②ネットワーク環境の整備、③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等）は、以下の上限額と割合で補助します。（補助の対象となる事業）
    - ・オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末の購入・導入
    - ・レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等のアプリケーションに組み込むパッケージソフトの購入・導入
    - ・オンライン資格確認に必要となるオンライン請求回線の導入、既存のオンライン請求回線の増強
    - ・オンライン資格確認の導入に必要となるレセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修 等
- ※ 電子カルテシステムの改修は、資格確認だけでなく、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための改修を含みます。

	病院	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン 薬局以外)	
顔認証付き カードリーダー 提供台数	3台まで無償提供	1台無償提供	1台無償提供	
その他の 費用の 補助内容	1台導入する場合	2台導入する場合	3台導入する場合	21.4万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その1/2を補助
	105万円を上限に 補助 ※事業額の210.1万円を 上限に、その1/2を補助	100.1万円を上限に 補助 ※事業額の200.2万円を 上限に、その1/2を補助	95.1万円を上限に 補助 ※事業額の190.3万円を 上限に、その1/2を補助	

※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額です。

11

## まずは、ポータルサイトにてアカウントの登録をお願いします。

オンライン資格確認に参加するかどうかまだ決めていない方も、まずはポータルサイトへの登録をお願いします。

**最新の情報を届け**することができます。また、このポータルサイトで**必要な手続きを行なう**ことが出来ます。

（※）画面で申請された方もポータルサイトへの登録が便利です。必要な情報が受け取れるようになります！（二重申し込みになることはありません）

### アカウント登録でできること

- ・最新情報をメールでお知らせ
- ・顔認証付きカードリーダー申込
- ・オンライン資格確認利用申請
- ・補助金申請

ポータルサイト開設  
1ヶ月で登録数  
35,000ユーザー  
突破！

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>



オンライン資格確認 検索

お問合せ先：医療情報化支援基金  
[contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp](mailto:contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp)

☎ 0800-8007121 (通話無料)  
平日 9:00~17:00

※ お電話でのお問合せは、混み合うことがあります。  
メールでのお問合せを推奨します。

13

厚生労働省保険局の資料

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000663427.pdf>)

れるようになる。

ポータルサイトは <https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/> であるが、検索サイトで「オンライン資格確認」で検索しても上位に出てくる。

自院のレセプトコンピュータ、電子カルテシステム等のシステムに接続し、保険証の記号番号、氏名、生年月日、住所等を自動的に取り込むために、システムベンダー等との相談・改修の2つの作業が必要だ。普段、付き合いのあるベンダーに相談のうえ、見積りを取っていただきたい。

前述したとおり、オンライン資格確認ができるようになるためには、レセプトのオンライン請求の回線環境が導入されていなければならない。レセプト請求形態別でのオンラインによる請求については、山口県では、病院は97%とほぼ100%近くで行われているが、診療所ではいまだ約63%とかなり低い状態である。また、オンラインで請求している施設でも、その約7%がISDNのダイヤルアップによっているが、IP-VPN接続かIPsec+IKE接続方式でなければオンライン資格確認はできず、これらの施設は回線の変更が必要である。

厚労省はオンライン請求の回線環境を導入、又は変更した場合にも、その費用は医療情報化支援基金の補助対象となるとして積極的に導入を勧めている。今後、両者の同時改修を希望する医療機関が増えてくると思われるが、システムベンダーが遅滞することなく希望に沿った対応ができるこことを求めたい。オンライン請求の回線環境のみを

導入し、オンライン請求を行わずに、オンライン資格確認のみを始めることが可能なようだが、レセプトオンライン請求の利便性を考え、同時に導入することが勧められる。

オンライン資格確認システムを導入することによって、患者の資格情報の取得や自院のシステムに取り込むことができるだけではなく、病院のみならず、あらゆる診療所から集められた支払基金・国保中央会の情報を、一部とはいえ閲覧することができる。従前の地域医療連携ネットワークシステムが主に基幹病院にある情報を診療所で閲覧するという一方向性しか持っていたのに對して、新たな双方向的な連携である。将来的には地域医療連携ネットワークシステムとシームレスに連携できることを求める。

補助金は令和4年度中に事業を完了させ、令和5年6月30日までに申請すれば交付されるとは言え、令和3年3月のオンライン資格確認本格運用開始まで僅かとなった。マイナンバーカードの普及・促進を狙って、政府は「マイナンバーカードが健康保険証に！」キャンペーンを大々的に行なうことが予想される。まだ何もされていない医療機関は、まずはポータルサイトにアカウント登録し、システムベンダーと相談していただきたい。

自動車保険・火災保険・積立保険・交通事故傷害  
保険・医師賠償責任保険・所得補償保険・傷害保険ほか

**あなたにしあわせをつなぐ**

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 代理店  
共栄火災海上保険株式会社 代理店  
**山福株式会社**  
TEL 083-922-2551